

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2023年10月26日提出
【発行者名】	キャピタル アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 山崎 年喜
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内神田一丁目13番7号
【事務連絡者氏名】	榊原 孝一
【電話番号】	03-5259-7401
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	アドバンテージ日本株式ファンド (2023年10月26日付で、「CAM ESG日本株ファンド」からファンドの名称が変更されています。)
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	継続申込期間 1,000億円を上限とします。 *なお、継続申込期間(以下「申込期間」といいます。)は、期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日付で半期報告書を提出しましたので、2023年4月26日付をもって提出した有価証券届出書（2023年9月6日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書によって訂正済み。以下「原届出書」といいます。）の関係情報等を更新し、その他の情報について訂正を行います。

加えて、2023年10月2日に投資信託約款変更に係る書面決議を行い可決されたことに伴う運用の基本方針の変更、ファンド名称の変更および新NISA制度における成長投資枠対象ファンド制度の要件を満たすための変更を反映させるための訂正も行います。

【訂正の内容】

原届出書の該当内容は、以下の内容に更新・訂正いたします。下線部_____は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】**(1)【ファンドの名称】****<訂正前>**

C A M E S G日本株ファンド（以下「ファンド」または「当ファンド」ということがあります。）

<訂正後>

アドバンテージ日本株式ファンド（以下「ファンド」または「当ファンド」ということがあります。）

*2023年10月26日付で、「C A M E S G日本株ファンド」からファンドの名称が変更されています。

(12)【その他】

<訂正前>

(略)

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、一部解約金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(ご参考)

投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）とは

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

振替制度では

- ・原則として受益証券を保有することはできません。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

お知らせ

1. 約款変更の内容および理由

「CAM ESG日本株ファンド」は、「CAM ESG日本株マザーファンド」への投資を通じて、日本の金融取引所に上場する企業の内、ESG（環境対応、社会責任、企業統治）に対する経営目標と態勢整備状況を定量的に分析・評価して経営力、成長性で優位のある企業の株式を主要投資対象とし、「ESG分析」と「財務分析」を組み合わせた運用を行ってきました。

このたび、金融庁の「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」において、「ESG投信」がESGを投資対象選定の主要な要素とするものとして新たに定義されました。この定義によると、当該ファンドは「ESG分析」と「財務分析」を組み合わせたアプローチをとっており、「ESG分析」を主要な要素としないことから、「ESG投信」に該当しないと判断し、名称をそれぞれ「アドバンテージ日本株式ファンド」および「アドバンテージ日本株マザーファンド」に変更します。また、更なるパフォーマンスの向上を目的として、財務情報および非財務情報（ESG：環境対応、社会責任、企業統治に関する情報を含む。）を総合的に勘案し、主として優位性のある企業に投資することを可能とするため、「CAM ESG日本株ファンド」および「CAM ESG日本株マザーファンド」の運用の基本方針についての約款変更に関する書面決議の手続きをとることとしました。

併せて、2024年1月からスタートする新NISA制度の成長投資枠での取扱いを可能とするため、先物取引等の利用目的を明確化する約款変更も行います。

2. 投資信託約款変更に係る書面による決議の日程と手続き

(1)日程

受益者および受益権の口数の確定日：2023年9月8日

書面による議決権の行使の期間：2023年9月9日から2023年9月29日まで

書面による決議の日：2023年10月2日

投資信託約款の変更適用予定日：2023年10月26日

(2)手続き

2023年9月8日時点の当ファンドの受益者の皆様は、受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行行使うことができます。投資信託約款変更の書面決議について議決権を行使される方は、同封の『議決権行使書面』に必要事項をご記入の上、2023年9月29日(必着)までに、ご郵送ください。

受益者が『議決権行使書面』を委託会社へ提出されなかった場合は、書面決議について賛成(投資信託約款の変更に賛成)するものとみなします。書面決議の結果、否決された場合は約款変更を行いません。書面決議は、議決権を行行使える受益者の受益権口数の3分の2以上の賛成をもって可決されます。可決された場合は、当ファンドの約款変更の届出を行い、2023年10月26日に約款を変更します。

書面決議の結果にかかわらず、取扱販売会社においては、書面決議前と同様に、通常通り換金(解約)のお申込みをお受けします。当ファンドは、受益者の方が換金(解約)のお申込みを行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることによりお申込みに応じ、公正な価格により当該受益者に対して解約代金が支払われます。そのため、当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律(投信法)第18条第2項に定める委託者指図型投資信託に該当し、本議案に反対された受益者が受託会社に対して投信法第18条第1項に定める受益権の買取請求を行うことはできません。

(略)

<訂正後>

(略)

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、一部解約金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(ご参考)

投資信託振替制度(「振替制度」と称する場合があります。)とは

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

振替制度では

- ・原則として受益証券を保有することはできません。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記載されますので、受益権の所在が明確になります。

(略)

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<訂正前>

(略)

<ファンドの目的>

当ファンドは、CAM ESG日本株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とし、中長期的に信託財産の成長を目指して運用を行います。

<ファンドの特色>

1 日本の金融取引所に上場する企業の内、ESG（環境対応、社会責任、企業統治）に対する経営目標と態勢整備状況を定量的に分析・評価して、経営力、成長性で優位のある企業に中長期投資を行います。

- ESGスコアを基本とし、財務面からの分析・評価を勘案した総合評価で銘柄選択を行います。

- ESGスコアに基づいて投資比率を決定します。

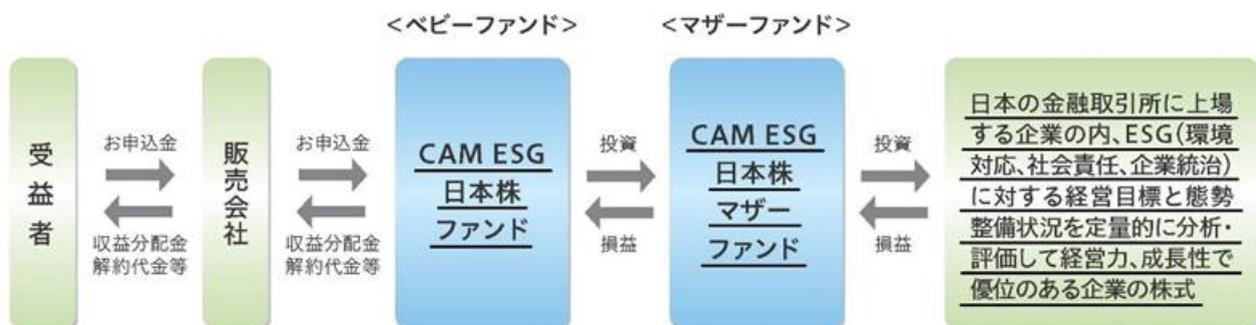
※ ESGスコアとは、ESGの評価項目に基づく企業の取り組みを定量的に評価したものです。

- 日本でのESG調査のパイオニアであるグッドバンカー社から投資助言を受けます。それに、キャピタル アセットマネジメントの独自の財務分析情報を加味した総合評価により投資銘柄を選定します。

株式会社グッドバンカー：1998年7月14日に設立。

日本初のESG投資専門の独立系投資顧問会社です。

2 マザーファンド受益証券を主要対象として、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。



(略)

<訂正後>

(略)

<ファンドの目的>

当ファンドは、アドバンテージ日本株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

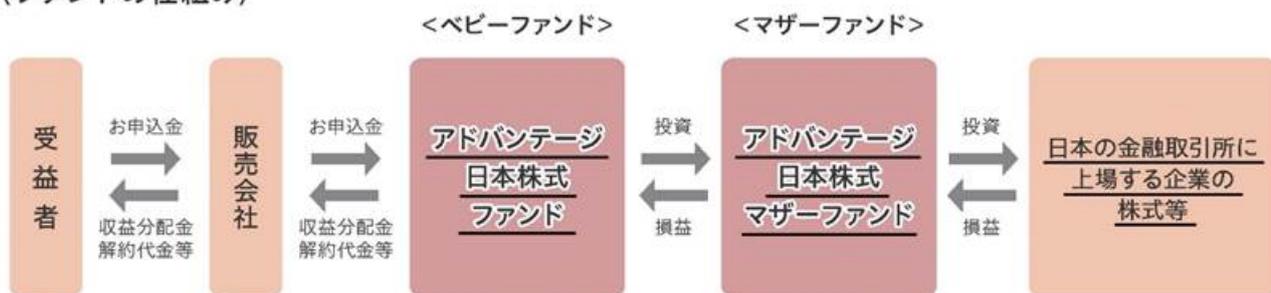
<ファンドの特色>

1 日本の金融取引所に上場する企業の財務情報・非財務情報を総合的に勘案し、主として「優位性（アドバンテージ）」のある企業に投資します。

- 「優位性（アドバンテージ）」は、財務情報における収益性・成長性・効率性・安定性等や非財務情報における技術力、ブランド力、人材等を要素として評価します。

2 マザーファンド受益証券を主要対象として、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。

<ファンドの仕組み>



(略)

(2) 【ファンドの沿革】

<訂正前>

平成29年1月27日 信託契約締結、当初設定、運用開始

<訂正後>

2017年 1月27日 信託契約締結、当初設定、運用開始

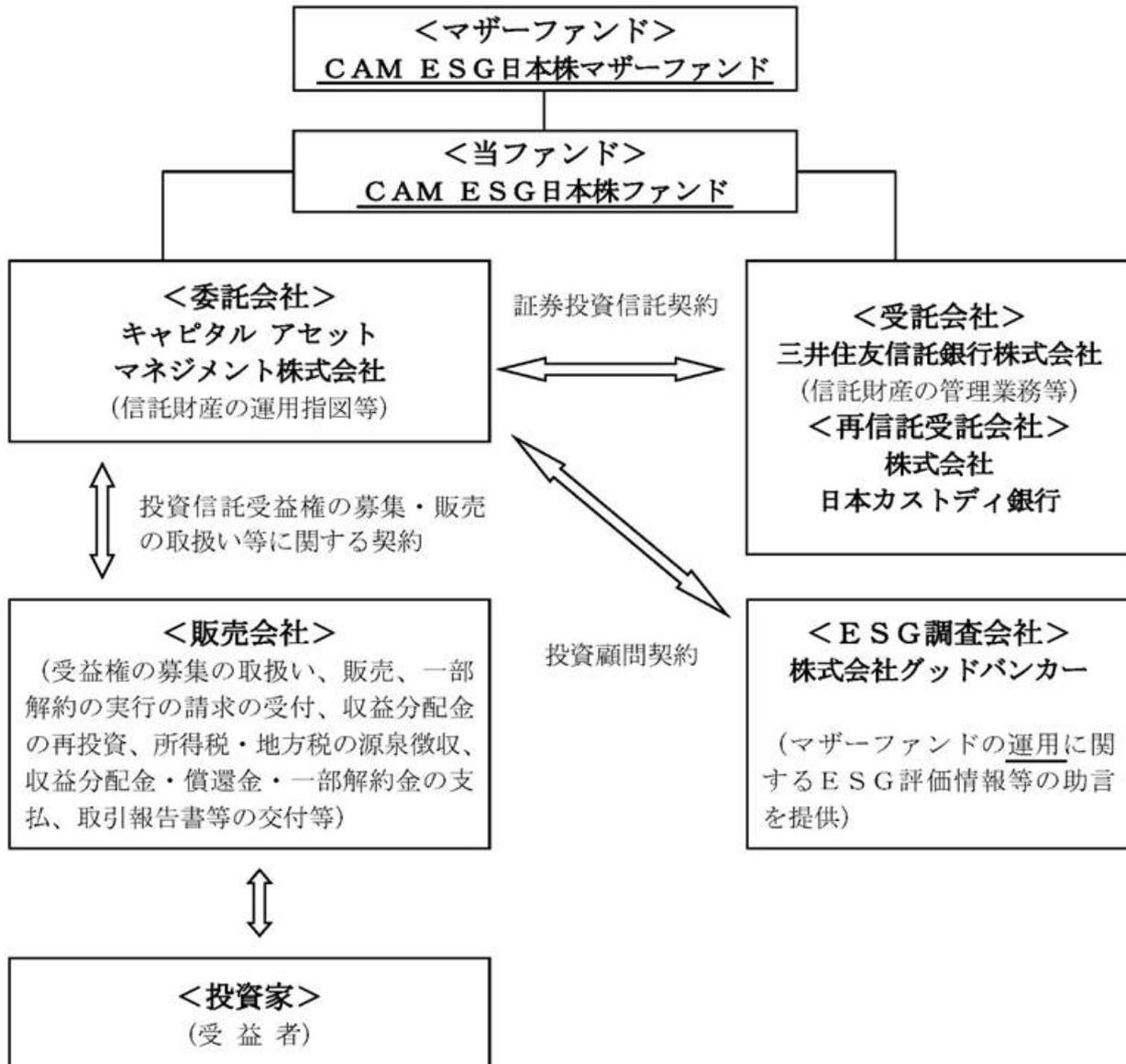
2023年10月26日 ファンド名称を「CAM ESG日本株ファンド」から「アドバンテージ日本株式ファンド」に変更

運用手法を従来の「財務分析」と「ESG分析」との組み合わせから、「財務情報」と「非財務情報」を組み合わせた優位性分析に変更

(3) 【ファンドの仕組み】

<訂正前>

ファンドの仕組み



委託会社およびファンドの関係法人

(略)

二．株式会社グッドバンカー（「ESG調査会社」）

マザーファンドの運用に関するESG評価情報等の助言を行います。

委託会社の概況

イ．資本金の額（2023年2月末現在）

資本金	280百万円
発行済株式の総数	8,595株

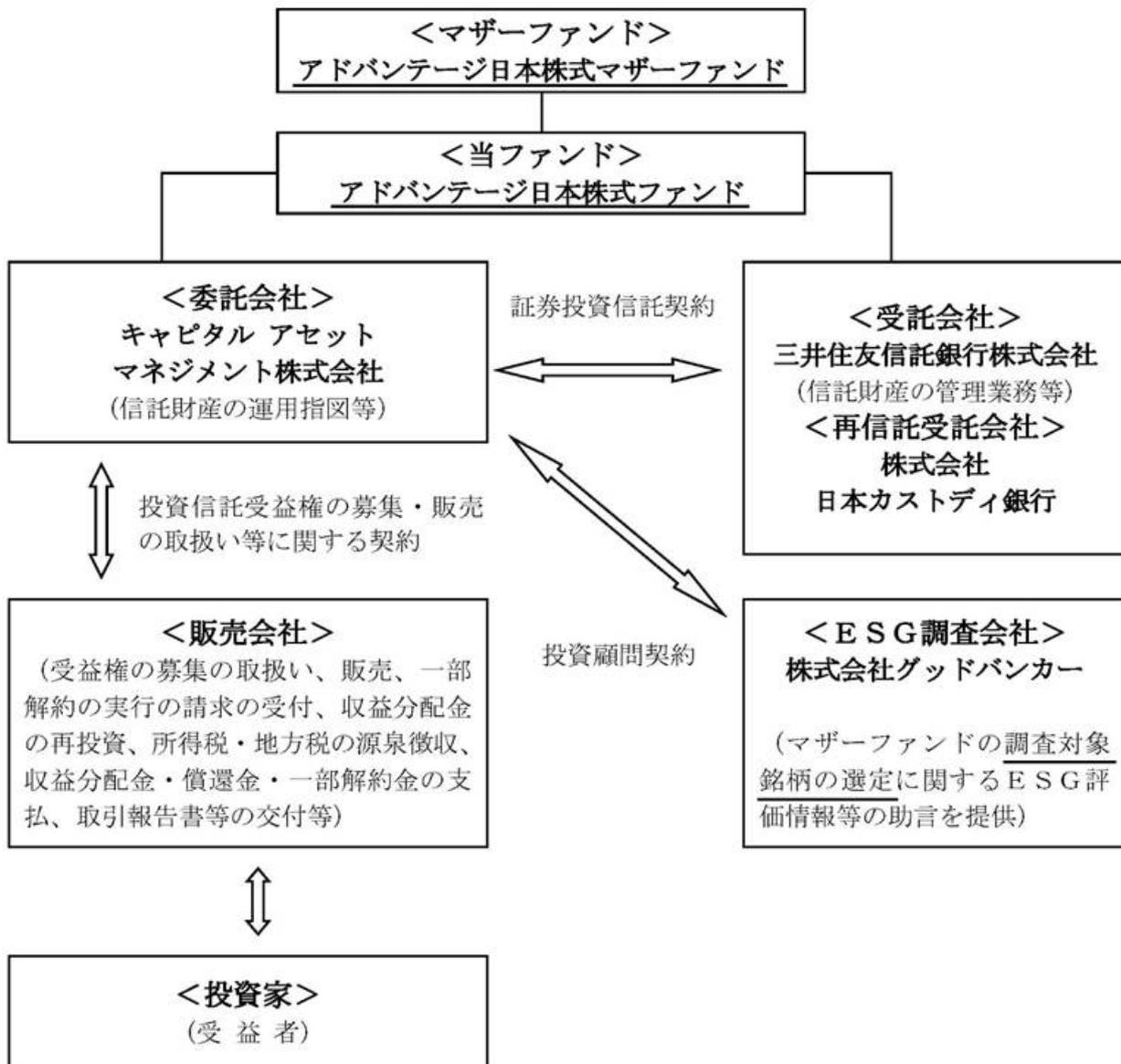
(略)

ハ．大株主の状況（2023年2月末現在）

(略)

<訂正後>

ファンドの仕組み



委託会社およびファンドの関係法人

(略)

二．株式会社グッドバンカー（「ESG調査会社」）

マザーファンドの調査対象銘柄の選定に関するESG評価情報等の助言を行います。

委託会社の概況

イ．資本金の額（2023年8月末現在）

資本金 280百万円

発行済株式の総数 8,595株

(略)

ハ．大株主の状況（2023年8月末現在）

(略)

2【投資方針】

(1)【投資方針】

<訂正前>

主要投資対象

C A M E S G日本株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。尚、株式等に直接投資することもあります。

投資態度

イ．日本の金融取引所に上場する企業の内、E S G（環境対応、社会責任、企業統治）に対する経営目標と態勢整備状況を定量的に分析・評価して経営力、成長性で優位のある企業に投資を行います。

（略）

<訂正後>

主要投資対象

アドバンテージ日本株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。尚、株式等に直接投資することもあります。

*2023年10月26日付で、「C A M E S G日本株マザーファンド」からファンドの名称が変更されています。

投資態度

イ．日本の金融取引所に上場する企業の内、財務情報および非財務情報（E S G：環境対応、社会責任、企業統治に関する情報を含む。）を総合的に勘案し、主として優位性のある企業を投資候補銘柄として選定し、投資を行います。

（略）

(3)【運用体制】

<訂正前>

運用体制

ファンドの運用体制は、以下の通りとなっております。

当ファンドの運用に係る意思決定については、委託会社の投資政策委員会が基本的な運用方針および収益配分方針等を決定する体制としております。

なお、当ファンドはE S G調査会社（株式会社グッドバンカー）より、マザーファンドの運用に関するE S G評価情報等の助言を受けております。

（略）

（注）運用体制は2023年2月末現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

<訂正後>

運用体制

ファンドの運用体制は、以下の通りとなっております。

当ファンドの運用に係る意思決定については、委託会社の投資政策委員会が基本的な運用方針および収益配分方針等を決定する体制としております。

なお、当ファンドはE S G調査会社（株式会社グッドバンカー）より、マザーファンドの調査対象銘柄の選定に関するE S G評価情報等の助言を受けております。

（略）

（注）運用体制は2023年8月末現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

(5) 【投資制限】

<訂正前>

< 信託約款による投資制限 >

(略)

有価証券先物取引等は効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため行うことができます。

スワップ取引は効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため行うことができます。

金利先渡取引は、効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため行うことができます。

(略)

先物取引等の運用指図および範囲

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

(略)

ロ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

(略)

スワップ取引の運用指図および範囲

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

(略)

金利先渡取引の運用指図および範囲

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

(略)

(参考) C A M E S G 日本株マザーファンドの投資方針

(1) 投資対象

当ファンドは日本の金融取引所に上場する、E S G（環境対応、社会責任、企業統治）に優れた企業もしくは関連企業によって発行された株式および株式関連証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

1. 日本の金融取引所に上場する企業の内、E S G（環境対応、社会責任、企業統治）に対する経営目標と態勢整備状況を定量的に分析・評価して、経営力、成長性で優位のある企業に投資を行います。

2. E S G スコアを基本とし、財務面からの分析・評価を勘案した総合評価で銘柄選択を行います。

3. E S G スコアに基づいて投資比率を決定します。

4. 上記株式の組入比率は原則として信託財産の50%以上とします。株式以外の資産への投資は、原則として信託財産の50%以下とします。

5. 資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記の運用ができない場合があります。

ESGスコアとは、ESGの評価項目に基づく企業の取り組みを定量的に評価したものです。

<訂正後>

<信託約款による投資制限>

(略)

この投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的のため、ならびにこの投資信託の資産又は負債に係る価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的のため、有価証券先物取引等を行うことができます。

この投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的のため、ならびにこの投資信託の資産又は負債に係る価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的のため、スワップ取引を行うことができます。

この投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的のため、ならびにこの投資信託の資産又は負債に係る価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的のため、金利先渡取引を行うことができます。

(略)

先物取引等の運用指図および範囲

イ. 委託会社は、この投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的のため、ならびにこの投資信託の資産又は負債に係る価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的のため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、リスクとは、為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益又は損失の増加又は減少の生じるおそれをいい、また、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。

(略)

ロ. 委託会社は、この投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的のため、ならびにこの投資信託の資産又は負債に係る価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的のため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

(略)

スワップ取引の運用指図および範囲

イ. 委託会社は、この投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的のため、ならびにこの投資信託の資産又は負債に係る価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的のため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

(略)

金利先渡取引の運用指図および範囲

イ. 委託会社は、この投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的のため、ならびにこの投資信託の資産又は負債に係る価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的のため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

(略)

(参考) アドバンテージ日本株式マザーファンドの投資方針

(1) 投資対象

当ファンドは日本の金融取引所に上場する、優位性のある企業もしくは関連企業によって発行された株式および株式関連証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

1. 日本の金融取引所に上場する企業の内、財務情報および非財務情報（ESG：環境対応、社会責任、企業統治に関する情報を含む。）を総合的に勘案し、主として優位性のある企業を投資候補銘柄として選定します。
2. 投資候補銘柄の中から、経済・市況動向、企業の経営戦略、株価のバリュエーション、株式の時価総額・流動性、業種分散等を総合的に判断し、最終的な組入銘柄と投資比率を決定します。
3. 上記株式の組入比率は原則として信託財産の50%以上とします。株式以外の資産への投資は、原則として信託財産の50%以下とします。
4. 資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記の運用ができない場合があります。

3【投資リスク】

<訂正前>

(1) 基準価額の主な変動要因

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、実質的に日本の金融取引所に上場する企業の株式など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。当ファンドに生じた利益および損失は、すべて投資家の皆様に帰属することになります。投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額は、主に以下のリスク要因により、変動することが想定されます。

(略)

(注) 投資リスクに対する管理体制は2023年2月末現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

(2018年3月～2023年2月)



* 税引き前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額および年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2018年3月～2023年2月)



* 上記期間の各月末における直近1年間騰落率の平均・最大・最小を表示し、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。

* 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

* 騰落率は直近前月末から遡って算出した結果であり、ファンドの決算日に対応した数値とは異なります。

<代表的な各資産クラスの指数>

日本株：Morningstar 日本株式指数
日本国債：Morningstar 日本国債指数

先進国株：Morningstar 先進国株式指数(除く日本)
先進国債：Morningstar グローバル国債指数(除く日本)

新興国株：Morningstar 新興国株式指数
新興国債：Morningstar 新興国ソブリン債指数

海外資産の指数については、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数値を使用しています。上記各指数は、全て税引前の利子・配当込みの指数値を使用しています。

<各指数の概要>

日本株：Morningstar 日本株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。
先進国株：Morningstar 先進国株式(除く日本)指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する株式で構成されています。
新興国株：Morningstar 新興国株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。
日本国債：Morningstar 日本国債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本の国債で構成されています。
先進国債：Morningstar グローバル国債(除く日本)指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。
新興国債：Morningstar 新興国ソブリン債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、エマージング諸国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成されています。

<重要事項>

当ファンドは、Morningstar, Inc.、又はイボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc.が支配する会社(これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います)が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の可否、特に当ファンドに投資することの可否、または当ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス(以下「Morningstarインデックス」と言います)の能力について、当ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。当ファンドとの関連においては、委託会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、Morningstarグループが委託会社又は当ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、委託会社又は当ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、当ファンドの基準価額及び設定金額あるいは当ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または当ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstarグループは、当ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び/又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、委託会社、当ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、例えこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

<訂正後>

(1) 基準価額の主な変動要因

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、実質的に日本の金融取引所に上場する企業の株式など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。当ファンドに生じた利益および損失は、すべて投資家の皆様に帰属することになります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額は、主に以下の要因により、変動することが想定されます。

(略)

(注) 投資リスクに対する管理体制は2023年8月末現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

(2018年9月～2023年8月)

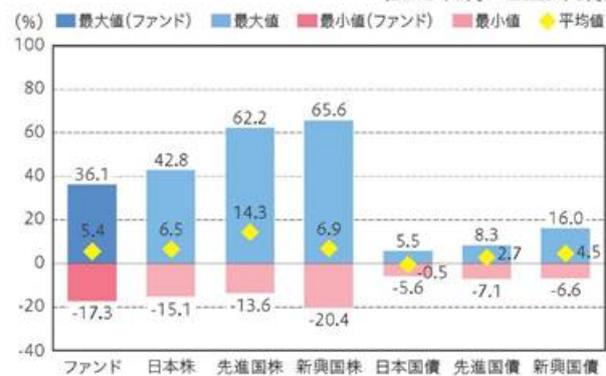


*税引き前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額および年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*運用プロセス変更前の実績です。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2018年9月～2023年8月)



*上記期間の各月末における直近1年間騰落率の平均・最大・最小を表示し、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。

*全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

*騰落率は直近前月末から遡って算出した結果であり、ファンドの決算日に対応した数値とは異なります。

*ファンドは運用プロセス変更前の実績です。

<代表的な各資産クラスの指数>

日本株：Morningstar 日本株式指数 先進国株：Morningstar 先進国株式指数（除く日本） 新興国株：Morningstar 新興国株式指数
日本国債：Morningstar 日本国債指数 先進国債：Morningstar グローバル国債指数（除く日本） 新興国債：Morningstar 新興国ソブリン債指数

海外資産の指数については、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数値を使用しています。上記各指数は、全て税引前の利子・配当込みの指数値を使用しています。

<各指数の概要>

日本株：Morningstar 日本株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。
先進国株：Morningstar 先進国株式（除く日本）指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する株式で構成されています。
新興国株：Morningstar 新興国株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。
日本国債：Morningstar 日本国債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本の国債で構成されています。
先進国債：Morningstar グローバル国債（除く日本）指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。
新興国債：Morningstar 新興国ソブリン債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、エマージング諸国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成されています。

<重要事項>

当ファンドは、Morningstar, Inc.、又はイボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc.が支配する会社（これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います）が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の可否、特に当ファンドに投資することの可否、または当ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス（以下「Morningstarインデックス」と言います）の能力について、当ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。当ファンドとの関連においては、委託会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、Morningstarグループが委託会社又は当ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、委託会社又は当ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、当ファンドの基準価額及び設定金額あるいは当ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または当ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与していません。Morningstarグループは、当ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び/又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、委託会社、当ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害（逸失利益を含む）について、例えこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

(3)【信託報酬等】

<訂正前>

(略)

上記の信託報酬額は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日（当該日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払うものとします。

(略)

<訂正後>

(略)

上記の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払うものとします。

(略)

(5)【課税上の取扱い】

<訂正前>

(略)

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。

販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(略)

<訂正後>

(略)

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度です。

NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となりますが、2024年1月1日以降は、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

また、2024年1月1日以降は、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(略)

5【運用状況】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」を以下の内容に更新いたします。以下は、更新される内容のみ記載しております。

<更新後>

2023年10月26日付で、「CAM ESG日本株ファンド」および「CAM ESG日本株マザーファンド」のファンド名称が、それぞれ「アドバンテージ日本株式ファンド」および「アドバンテージ日本株式マザーファンド」に変更されています。以下の情報は、当該名称変更前のデータを記載しています。

(1)【投資状況】

「CAM ESG日本株ファンド」

(2023年8月31日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	521,209,373	99.43
内 日本	521,209,373	99.43
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	2,977,755	0.57
純資産総額	524,187,128	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(参考)「CAM ESG日本株マザーファンド」

(2023年8月31日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	510,065,150	97.86
内 日本	510,065,150	97.86
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	11,135,411	2.14
純資産総額	521,200,561	100.00

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

「CAM ESG日本株ファンド」

投資有価証券明細

(2023年8月31日現在)

	銘柄名	通貨 地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 時価金額 (円)	投資 比率
1	CAM ESG日本株 マザーファンド	日本・円 日本	親投資信託受益証券	258,818,837	1.6540 428,086,367	2.0138 521,209,373	99.43%

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

種類別投資比率

(2023年8月31日現在)

種類	国内 / 外国	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	国内	99.43
	小計	99.43
合 計（対純資産総額比）		99.43

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率をいいます。

(参考)「CAM ESG日本株マザーファンド」

投資有価証券明細

(2023年8月31日現在)

1	銘柄名	通貨	種類	数量 (株)	簿価単価 簿価金額	評価単価 時価金額	投資 比率
		地域	業種				
	三越伊勢丹ホールディングス	日本・円	株式	5,200	1,413.00 7,347,600	1,671.00 8,689,200	1.67%
		日本	小売業				
2	ディスコ	日本・円	株式	300	13,016.66 3,905,006	28,745.00 8,623,500	1.65%
		日本	機械				
3	三井物産	日本・円	株式	1,500	3,909.00 5,863,500	5,432.00 8,148,000	1.56%
		日本	卸売業				
4	日立製作所	日本・円	株式	800	6,919.00 5,535,200	9,694.00 7,755,200	1.49%
		日本	電気機器				
5	スズキ	日本・円	株式	1,300	4,776.00 6,208,800	5,735.00 7,455,500	1.43%
		日本	輸送用機器				
6	三井不動産	日本・円	株式	2,300	2,445.00 5,623,500	3,192.00 7,341,600	1.41%
		日本	不動産業				
7	川崎重工業	日本・円	株式	1,900	2,955.00 5,614,500	3,739.00 7,104,100	1.36%
		日本	輸送用機器				
8	オリエンタルランド	日本・円	株式	1,300	4,249.00 5,523,700	5,249.00 6,823,700	1.31%
		日本	サービス業				
9	フジクラ	日本・円	株式	5,600	994.00 5,566,400	1,207.00 6,759,200	1.30%
		日本	非鉄金属				
10	中外製薬	日本・円	株式	1,500	3,486.00 5,229,000	4,457.00 6,685,500	1.28%
		日本	医薬品				
11	上村工業	日本・円	株式	700	6,570.00 4,599,000	9,530.00 6,671,000	1.28%
		日本	化学				
12	住友商事	日本・円	株式	2,200	2,331.00 5,128,200	2,999.00 6,597,800	1.27%
		日本	卸売業				
13	本田技研工業	日本・円	株式	1,400	3,138.00 4,393,200	4,703.00 6,584,200	1.26%
		日本	輸送用機器				
14	S C S K	日本・円	株式	2,600	2,108.00 5,480,800	2,526.00 6,567,600	1.26%
		日本	情報・通信業				
15	高島屋	日本・円	株式	3,000	1,813.00 5,439,000	2,187.00 6,561,000	1.26%
		日本	小売業				
16	荏原製作所	日本・円	株式	900	5,460.00 4,914,000	7,259.00 6,533,100	1.25%
		日本	機械				
17	東京エレクトロン	日本・円	株式	300	15,180.00 4,554,000	21,575.00 6,472,500	1.24%
		日本	電気機器				
18	日本航空電子工業	日本・円	株式	2,100	2,235.00 4,693,500	3,070.00 6,447,000	1.24%
		日本	電気機器				
19	日本特殊陶業	日本・円	株式	1,900	2,626.17 4,989,739	3,385.00 6,431,500	1.23%
		日本	ガラス・土石製品				
20	ヤマハ発動機	日本・円	株式	1,700	3,165.00 5,380,500	3,779.00 6,424,300	1.23%
		日本	輸送用機器				
21	アズビル	日本・円	株式	1,300	3,625.00 4,712,500	4,860.00 6,318,000	1.21%
		日本	電気機器				

22	INPEX	日本・円	株式	3,100	1,557.82	2,035.00	1.21%
		日本	鉱業		4,829,252	6,308,500	
23	双日	日本・円	株式	2,000	2,578.00	3,132.00	1.20%
		日本	卸売業		5,156,000	6,264,000	
24	富士電機	日本・円	株式	900	5,310.00	6,875.00	1.19%
		日本	電気機器		4,779,000	6,187,500	
25	日本電気	日本・円	株式	800	4,640.00	7,686.00	1.18%
		日本	電気機器		3,712,000	6,148,800	
26	岩谷産業	日本・円	株式	800	5,570.00	7,675.00	1.18%
		日本	卸売業		4,456,000	6,140,000	
27	伊藤忠 テクノソリューションズ	日本・円	株式	1,400	3,140.00	4,325.00	1.16%
		日本	情報・通信業		4,396,000	6,055,000	
28	KDDI	日本・円	株式	1,400	4,108.00	4,325.00	1.16%
		日本	情報・通信業		5,751,200	6,055,000	
29	丸井グループ	日本・円	株式	2,400	2,181.00	2,522.50	1.16%
		日本	小売業		5,234,400	6,054,000	
30	BIPROGY	日本・円	株式	1,600	3,420.00	3,771.00	1.16%
		日本	情報・通信業		5,472,000	6,033,600	

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

種類別および業種別投資比率

(2023年8月31日現在)

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	電気機器	21.33
		情報・通信業	10.61
		化学	10.03
		卸売業	8.42
		小売業	8.03
		輸送用機器	6.44
		機械	5.82
		医薬品	4.73
		精密機器	4.13
		サービス業	3.16
		その他製品	2.98
		銀行業	1.70
		不動産業	1.41
		非鉄金属	1.30
		ガラス・土石製品	1.23
		鉱業	1.21
		電気・ガス業	1.04
		空運業	1.01
		保険業	0.97
	金属製品	0.90	
その他金融業	0.73		
食料品	0.59		
建設業	0.09		
	小計		97.86
合 計 (対純資産総額比)			97.86

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2023年8月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たり 純資産額 (分配落)(円)	1口当たり 純資産額 (分配付)(円)
第1 計算期間末日 (2018年1月26日)	722,183,084	722,183,084	1.2818	1.2818
第2 計算期間末日 (2019年1月28日)	607,142,204	607,142,204	1.0727	1.0727
第3 計算期間末日 (2020年1月27日)	398,606,030	398,606,030	1.2757	1.2757
第4 計算期間末日 (2021年1月26日)	280,383,923	280,383,923	1.4744	1.4744
第5 計算期間末日 (2022年1月26日)	1,879,617,734	1,879,617,734	1.3773	1.3773
第6 計算期間末日 (2023年1月26日)	778,961,531	784,311,572	1.4560	1.4660
第7 期中間計算期間末日 (2023年7月26日)	514,024,368	-	1.7100	-
2022年 8月末日	1,274,949,245	-	1.4601	-
9月末日	1,112,393,526	-	1.3929	-
10月末日	1,044,918,956	-	1.4535	-
11月末日	849,749,648	-	1.4947	-
12月末日	779,708,673	-	1.4112	-
2023年 1月末日	771,149,705	-	1.4537	-
2月末日	754,546,779	-	1.4602	-
3月末日	726,826,949	-	1.5053	-
4月末日	626,519,002	-	1.5350	-
5月末日	534,681,908	-	1.6083	-
6月末日	547,987,333	-	1.7165	-
7月末日	521,417,518	-	1.7342	-
8月末日	524,187,128	-	1.7504	-

【分配の推移】

計算期間	1口当たりの分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0100
2023年1月27日～2023年7月26日	-

【収益率の推移】

計算期間	収益率(%)
第1計算期間	28.2
第2計算期間	16.3
第3計算期間	18.9
第4計算期間	15.6
第5計算期間	6.6
第6計算期間	6.4
2023年1月27日～2023年7月26日	17.4

(注)「収益率」とは、各計算期間ごとに計算期末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た比率をいいます。
収益率は、小数第2位を四捨五入しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績は次の通りです。

計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済口数(口)
第1計算期間	758,418,338	195,019,392	563,398,946
第2計算期間	436,458,968	433,842,486	566,015,428
第3計算期間	57,241,742	310,801,093	312,456,077
第4計算期間	72,228,151	194,518,421	190,165,807
第5計算期間	1,554,117,412	379,595,760	1,364,687,459
第6計算期間	65,312,701	894,995,992	535,004,168
2023年1月27日～2023年7月26日	15,010,218	249,419,507	300,594,879

(注)設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

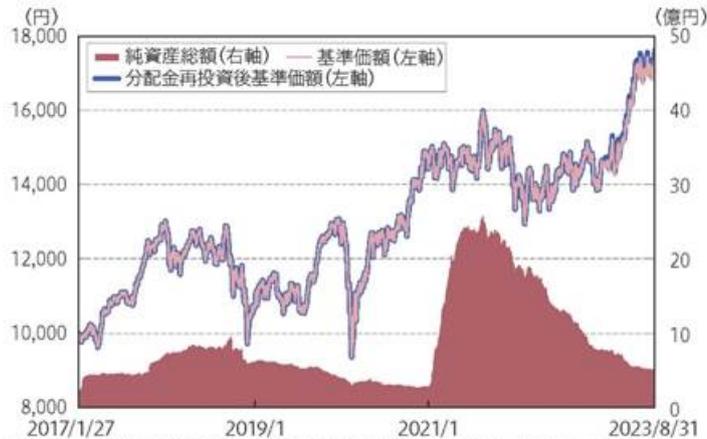
（参考情報）

運用プロセス変更前の実績です。

基準日:2023年8月31日

■基準価額・純資産の推移

2017年1月27日（設定日）～2023年8月31日



基準価額	17,504円
純資産総額	5.2億円

■分配の推移

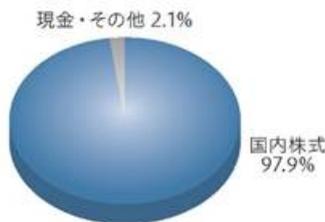
決算日	分配金額
2019年1月28日	0円
2020年1月27日	0円
2021年1月26日	0円
2022年1月26日	0円
2023年1月26日	100円
設定来累計	100円

1万口あたり/税引き前

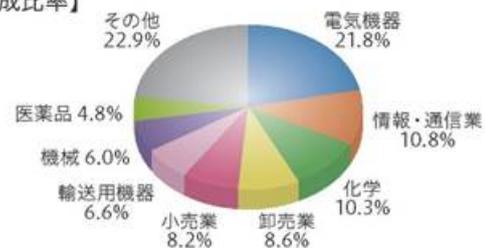
※分配金再投資後基準価額は、分配金(税引き前)を再投資したものとして計算しています。 ※最近5期分の分配実績を記載しております。

■主要な資産の状況（マザーファンド）

【資産配分】



【業種別構成比率】



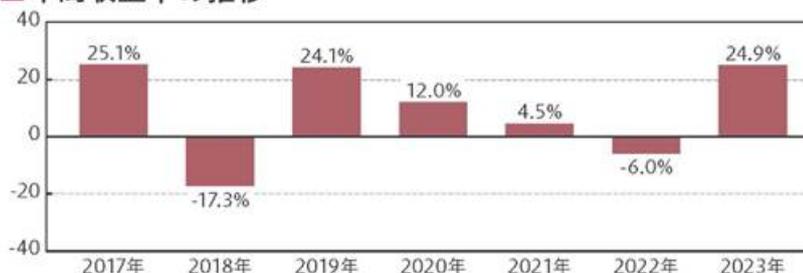
※資産配分の比率は純資産総額に対する評価額の割合、業種別構成比率はポートフォリオ部分に対する評価額の割合です。
 ※表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

【組入上位 10 銘柄】

組入銘柄数:100

銘柄名	業種	投資比率
三越伊勢丹HD	小売業	1.7%
ディスコ	機械	1.7%
三井物産	卸売業	1.6%
日立	電気機器	1.5%
スズキ	輸送用機器	1.4%
三井不動産	不動産業	1.4%
川崎重工業	輸送用機器	1.4%
オリエンタルランド	サービス業	1.3%
フジクラ	非鉄金属	1.3%
中外製薬	医薬品	1.3%

■年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引き前)を再投資したものとして計算しています。
 ※当ファンドにベンチマークはありません。
 ※2017年:設定時(2017年1月27日)から年末までの収益率
 ※2023年:年初から8月末までの8ヵ月間の収益率

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ファンドの運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の計算方法等

<訂正前>

(略)

原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載されます。（略称：ESG日本株）また、後記照会先のホームページでもご覧になれます。

<訂正後>

(略)

原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載されます。（略称：アドバ日本株）また、後記照会先のホームページでもご覧になれます。

*ファンド名称の変更に伴い、2023年10月27日より「ESG日本株」から「アドバ日本株」に変更されます。

(5)【その他】

<訂正前>

(略)

再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

お知らせ

1. 約款変更の内容および理由

「CAM ESG日本株ファンド」は、「CAM ESG日本株マザーファンド」への投資を通じて、日本の金融取引所に上場する企業の内、ESG（環境対応、社会責任、企業統治）に対する経営目標と態勢整備状況を定量的に分析・評価して経営力、成長性で優位のある企業の株式を主要投資対象とし、「ESG分析」と「財務分析」を組み合わせた運用を行ってきました。

このたび、金融庁の「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」において、「ESG投信」がESGを投資対象選定の主要な要素とするものとして新たに定義されました。この定義によると、当該ファンドは「ESG分析」と「財務分析」を組み合わせたアプローチをとっており、「ESG分析」を主要な要素としないことから、「ESG投信」に該当しないと判断し、名称をそれぞれ「アドバンテージ日本株式ファンド」および「アドバンテージ日本株式マザーファンド」に変更します。また、更なるパフォーマンスの向上を目的として、財務情報および非財務情報（ESG：環境対応、社会責任、企業統治に関する情報を含む。）を総合的に勘案し、主として優位性のある企業に投資することを可能とするため、「CAM ESG日本株ファンド」および「CAM ESG日本株マザーファンド」の運用の基本方針についての約款変更に関する書面決議の手続きをとることとしました。

併せて、2024年1月からスタートする新NISA制度の成長投資枠での取扱いを可能とするため、先物取引等の利用目的を明確化する約款変更も行います。

2. 投資信託約款変更に係る書面による決議の日程と手続き

(1)日程

受益者および受益権の口数の確定日：2023年9月8日

書面による議決権の行使の期間：2023年9月9日から2023年9月29日まで

書面による決議の日：2023年10月2日

投資信託約款の変更適用予定日：2023年10月26日

(2) 手続き

2023年9月8日時点の当ファンドの受益者の皆様は、受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行行使することができます。投資信託約款変更の書面決議について議決権を行行使される方は、同封の『議決権行使書面』に必要事項をご記入の上、2023年9月29日（必着）までに、ご郵送ください。

受益者が『議決権行使書面』を委託会社へ提出されなかった場合は、書面決議について賛成（投資信託約款の変更へ賛成）するものとみなします。書面決議の結果、否決された場合は約款変更を行いません。書面決議は、議決権を行行使できる受益者の受益権口数の3分の2以上の賛成をもって可決されます。可決された場合は、当ファンドの約款変更の届出を行い、2023年10月26日に約款を変更します。

書面決議の結果にかかわらず、取扱販売会社においては、書面決議前と同様に、通常通り換金（解約）のお申込みをお受けします。当ファンドは、受益者の方が換金（解約）のお申込みを行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることによりお申込みに応じ、公正な価格により当該受益者に対して解約代金が支払われます。そのため、当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律（投信法）第18条第2項に定める委託者指図型投資信託に該当し、本議案に反対された受益者が受託会社に対して投信法第18条第1項に定める受益権の買取請求を行うことはできません。

< 訂正後 >

（略）

再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

第3【ファンドの経理状況】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」の冒頭に以下の内容を追加いたします。

2023年10月26日付で、「CAM ESG日本株ファンド」および「CAM ESG日本株マザーファンド」のファンド名称が、それぞれ「アドバンテージ日本株式ファンド」および「アドバンテージ日本株式マザーファンド」に変更されています。以下の情報は、当該名称変更前のデータを記載しています。

1【財務諸表】

末尾に以下の内容を追加いたします。

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期中間計算期間（2023年1月27日から2023年7月26日まで）の中間財務諸表について、SKIP監査法人による中間監査を受けております。

中間財務諸表

【CAM ESG日本株ファンド】

(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

第7期中間計算期間
(2023年7月26日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	7,429,767
親投資信託受益証券	523,928,776
流動資産合計	531,358,543
資産合計	531,358,543
負債の部	
流動負債	
未払収益分配金	-
未払解約金	11,399,334
未払受託者報酬	211,451
未払委託者報酬	4,582,390
その他未払費用	1,141,000
流動負債合計	17,334,175
負債合計	17,334,175
純資産の部	
元本等	
元本	300,594,879
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金()	213,429,489
(分配準備積立金)	11,447,912
元本等合計	514,024,368
純資産合計	514,024,368
負債純資産合計	531,358,543

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

第7期中間計算期間

(自 2023年1月27日

至 2023年7月26日)

営業収益	
有価証券売買等損益	105,063,610
営業収益合計	105,063,610
営業費用	
支払利息	5,917
受託者報酬	211,451
委託者報酬	4,582,390
その他費用	1,141,000
営業費用合計	5,940,758
営業利益又は営業損失()	99,122,852
経常利益又は経常損失()	99,122,852
中間純利益又は中間純損失()	99,122,852
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	24,629,231
期首剰余金又は期首欠損金()	243,957,363
剰余金増加額又は欠損金減少額	8,837,306
中間追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	8,837,306
剰余金減少額又は欠損金増加額	113,858,801
中間一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	113,858,801
中間剰余金又は中間欠損金()	213,429,489

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	---

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第7期中間計算期間 (2023年7月26日現在)
1. 期首元本額	535,004,168円
期中追加設定元本額	15,010,218円
期中一部解約元本額	249,419,507円
2. 受益権の総数	300,594,879口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第7期中間計算期間 (自 2023年1月27日 至 2023年7月26日)
その他費用の内訳	主に、印刷費用921,000円であります。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第7期中間計算期間
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第7期中間計算期間 (2023年7月26日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.7100円 (17,100円)

（参考情報）

当ファンドは、「CAM ESG日本株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は以下のとおりであります。

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

CAM ESG日本株マザーファンド

(1)貸借対照表

区分	2023年7月26日現在
	金額（円）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	7,108,343
株式	497,177,750
未収入金	18,717,276
未収配当金	927,600
流動資産合計	523,930,969
資産合計	523,930,969
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	266,847,701
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	257,083,268
元本等合計	523,930,969
純資産合計	523,930,969
負債純資産合計	523,930,969

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2023年7月26日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	470,809,583円
同期中における追加設定元本額	- 円
同期中における一部解約元本額	203,961,882円
同中間期末における元本の内訳 ファンド名	
C A M E S G 日本株ファンド	266,847,701円
E S G G O L D	- 円
計	266,847,701円
2. 本報告書における開示対象ファンドの中間 計算期間末日における当該親投資信託の 受益権の総数	266,847,701口

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	2023年7月26日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び その差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項に ついての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	2023年7月26日現在
本報告書における開示対象ファンドの中間計算期間 末日における当該親投資信託の1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.9634円 (19,634円)

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況 純資産額計算書」を以下の内容に更新いたします。以下は、更新される内容のみ記載しております。

<更新後>

「CAM ESG日本株ファンド」

(2023年8月31日現在)

資産総額	526,087,552円
負債総額	1,900,424円
純資産総額(-)	524,187,128円
発行済数量	299,472,865口
1口当たり純資産額(/)	1.7504円

(参考)「CAM ESG日本株マザーファンド」

(2023年8月31日現在)

資産総額	521,200,561円
負債総額	0円
純資産総額(-)	521,200,561円
発行済数量	258,818,837口
1口当たり純資産額(/)	2.0138円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

以下の内容に更新いたします。以下は、更新される内容のみ記載しております。

<更新後>

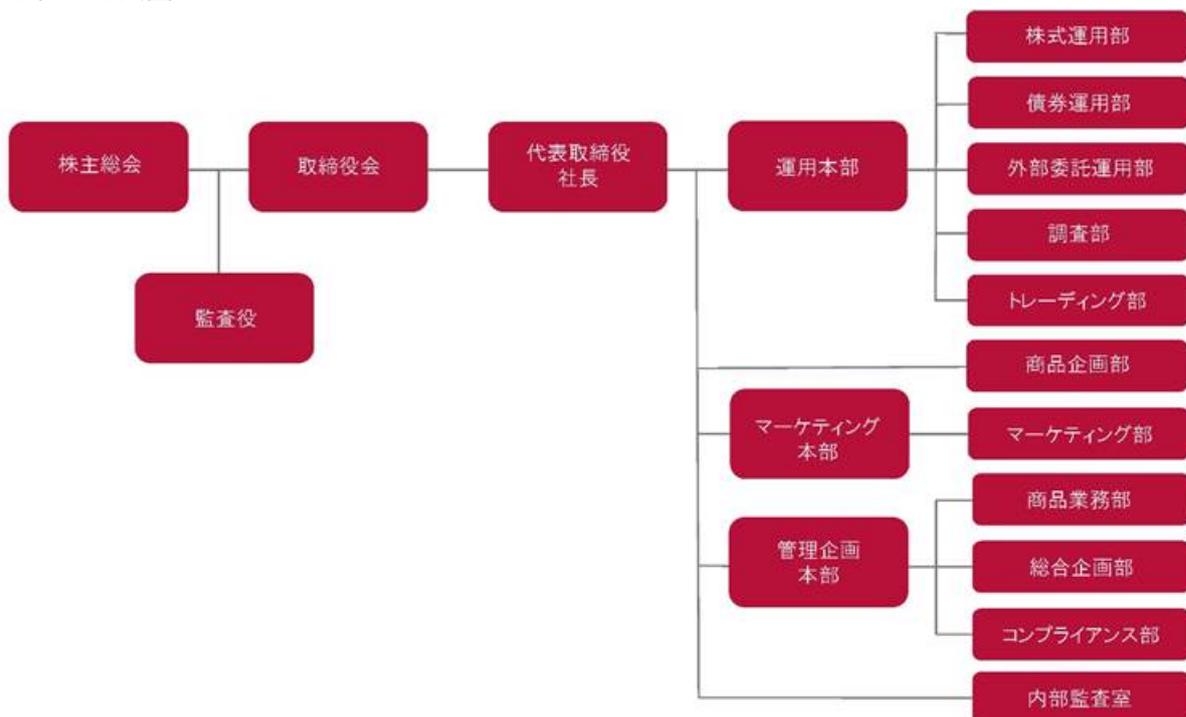
1【委託会社等の概況】（2023年8月末現在）

（1）資本金等

資本金の額
280百万円
会社が発行可能な株式総数
40,000株
発行済株式総数
8,595株
過去5年間における資本金の増減
該当事項はありません。

（2）委託会社の機構

会社の組織図



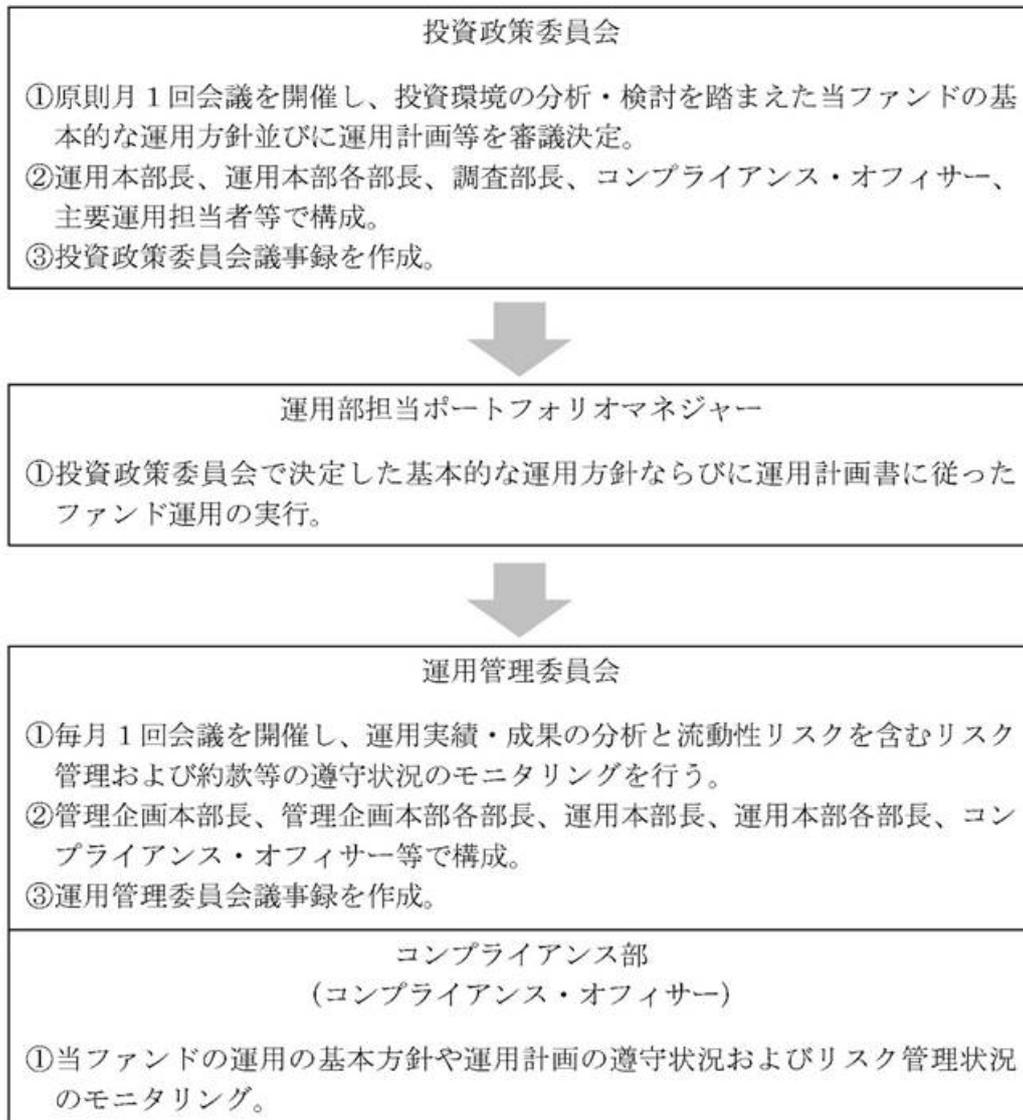
（注）上記組織は、2023年8月末現在のものであり、今後、変更となる可能性があります。

会社の意思決定機構

委託会社の取締役は3名以上15名以内、監査役は3名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任は議決権を行使することができる株主の議決権総数の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、就任後1年以内、監査役は、就任後4年以内のそれぞれ最後の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、任期満了前に退任した取締役および監査役の補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とします。委託会社の業務の重要な事項は、取締役会の決議により決定します。取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長を選任し、

必要に応じて、会長、副社長、専務、常務を選任することができます。社長は、当会社を代表し、会社の業務を統括します。取締役会の決議をもって、役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができます。

投資信託の運用の流れ



（注）上記組織は、2023年8月末現在のものであり、今後、変更となる可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社で、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っております。

2023年8月末現在、委託会社の運用する証券投資信託は、以下の通りです。

種類		本数	純資産総額	
公募	追加型	株式投資信託	11本	60,172百万円

（親投資信託を除く）

3【委託会社等の経理状況】

- 1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。
- 2) 財務諸表の記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 3) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで)の財務諸表について、SKIP監査法人による監査を受けております。
なお、監査法人五大は、2022年8月1日付でSKIP監査法人と合併しております。

(1)【貸借対照表】

		前事業年度 (2022年3月31日)		当事業年度 (2023年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(資産の部)					
流動資産					
1			395,158		286,905
2			140,983		207,692
3			21,238		2,225
4			222		226
5			-		12,407
6			60,000		60,000
7			4,660		2,684
8			2,762		4,807
9			639		24
流動資産合計			625,665		576,974
固定資産					
1	1		1,249		437
(1)		469		437	
(2)		780		-	
2			52		52
(1)		52		52	
3			999		20
(1)		979		-	
(2)		20		20	
固定資産合計			2,301		509
資産合計			627,966		577,484

		前事業年度 (2022年3月31日)		当事業年度 (2023年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(負債の部)					
流動負債					
1	未払金		55,675		21,790
2	未払代行手数料		64,369		92,437
3	未払費用		37,015		41,489
4	未払法人税等		14,991		1,656
5	未払消費税等		22,860		11,647
6	賞与引当金		10,374		12,027
7	預り金		2,933		2,345
8	リース債務		891		-
9	その他		1,251		-
流動負債合計			210,362		183,394
固定負債					
1	長期末払金		1,418		601
2	退職給付引当金		10,832		5,443
固定負債合計			12,250		6,044
負債合計			222,612		189,438
(純資産の部)					
株主資本					
1	資本金		280,000		280,000
2	資本剰余金		2,385		2,385
	(1) 資本準備金	2,385		2,385	
3	利益剰余金		121,988		105,659
	(1) 利益準備金	1,653		11,967	
	(2) その他利益剰余金				
	繰越利益剰余金	120,334		93,691	
株主資本合計			404,374		388,045
評価・換算差額等					
1	その他有価証券評価差額金		979		-
評価・換算差額等合計			979		-
純資産合計			405,353		388,045
負債及び純資産合計			627,966		577,484

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
営業収益					
1 委託者報酬			1,097,497		1,052,531
2 運用受託報酬			172,944		56,202
営業収益合計			1,270,442		1,108,733
営業費用					
1 支払手数料			509,984		457,113
2 広告宣伝費			439		848
3 調査費			78,495		135,244
4 委託計算費			27,309		29,939
5 営業雑経費			8,787		9,009
(1) 通信費		1,002		908	
(2) 協会費		1,271		1,332	
(3) 印刷費		6,513		6,768	
営業費用合計			625,016		632,156
一般管理費					
1 給料			233,019		217,037
(1) 役員報酬		52,700		36,950	
(2) 給料・手当		130,609		125,752	
(3) 賞与		7,294		11,688	
(4) 賞与引当金繰入額		10,374		12,027	
(5) 退職給付費用		4,956		4,208	
(6) 法定福利費		27,086		26,411	
2 旅費交通費			1,172		2,551
3 租税公課			8,826		6,767
4 不動産賃借料			16,472		16,545
5 減価償却費			3,056		1,398
6 業務委託費	1		126,465		94,578
7 その他一般管理費			22,820		31,376
一般管理費合計			411,833		370,255
営業利益			233,592		106,322
営業外収益					
1 受取利息	1		1,653		1,423
2 受取配当金			1		-
3 為替差益			1,255		2,456
4 雑収入			634		26
営業外収益合計			3,544		3,906
営業外費用					
1 支払利息			36		10

営業外費用合計			36		10
経常利益			237,100		110,218

		前事業年度 (自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月31日)		当事業年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
特別利益					
1 投資有価証券清算益			-		2,132
特別利益合計			-		2,132
特別損失					
1 固定資産除却損	2		19		-
特別損失合計			19		-
税引前当期純利益			237,081		112,350
法人税、住民税及び事業税			58,430		25,539
当期純利益			178,650		86,810

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本					評価・換算 差額等
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金		
当期首残高	280,000	2,385	1,653	58,315	225,723	941
当期変動額						
当期純利益				178,650	178,650	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						38
当期変動額合計	-	-	-	178,650	178,650	38
当期末残高	280,000	2,385	1,653	120,334	404,374	979

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本					評価・換算 差額等
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金		
当期首残高	280,000	2,385	1,653	120,334	404,374	979
当期変動額						
剰余金の配当			10,314	113,454	103,140	
当期純利益				86,810	86,810	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						979
当期変動額合計	-	-	10,314	26,643	16,329	979
当期末残高	280,000	2,385	11,967	93,691	388,045	-

[注記事項]

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準および評価方法	<p>その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。</p> <p>市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 器具備品 4年～5年</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。</p> <p>(3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>
3 引当金の計上基準	<p>賞与引当金 従業員の賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。</p>
4 収益および費用の計上基準	<p>「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。 主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、（収益認識関係）の注記に記載のとおりです。</p>
5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p>

(重要な会計上の見積り)

該当事項はありません。

（会計方針の変更）

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、当財務諸表に与える影響はありません。

（貸借対照表関係）

前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
1. 有形固定資産の減価償却累計額	1. 有形固定資産の減価償却累計額
器具備品 8,043千円	器具備品 8,661千円
リース資産 3,900千円	

（損益計算書関係）

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。	1. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。
業務委託費 32,760千円	業務委託費 46,260千円
受取利息 1,428千円	受取利息 1,421千円
2. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。	
器具備品 19千円	-

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	8,595	-	-	8,595
合計	8,595	-	-	8,595

2. 配当に関する事項

(1) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

(決議)	株式の種類	配当金の 総額(千円)	配当金 の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月28日 定時株主総会	普通株式	103,140	利益剰余金	12,000	2022年 3月31日	2022年 6月29日

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	8,595	-	-	8,595
合計	8,595	-	-	8,595

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月28日 定時株主総会	普通株式	103,140	12,000	2022年 3月31日	2022年 6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

(決議)	株式の種類	配当金の 総額(千円)	配当金 の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月27日 定時株主総会	普通株式	50,022	利益剰余金	5,820	2023年 3月31日	2023年 6月28日

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に関する取組方針

当社は、経営方針に基づいて資金調達計画を決定いたしますが、当事業年度においては増資による資金調達は行っておりません。また、当事業年度において銀行借入れによる調達も行っていません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権は、主として契約により規定され、受託銀行において分別保管されている信託財産から支払われる委託者報酬の未収分の計上に限定されるため、信用リスクに晒されることはほとんどないと認識しております。

投資有価証券は、経営方針に基づき投資及び売却を行っており、外貨運用も含まれるため、為替の変動リスクおよび価格の変動リスクにも晒されています。

（3）金融商品にかかるリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行にかかるリスク）の管理

当社における契約履行者は、受託銀行において分別保管されている信託財産であり、営業債権については、受託銀行とともに、取引先ごとに期日および残高管理をしております。信用リスクに晒されることはほとんどないと認識しております。

市場リスク（為替や時価などの変動リスク）の管理

投資有価証券は、有価証券投資に関する基本方針に基づき、経営会議の決議により投資が行われ、為替の変動リスクおよび価格の変動リスクについては、月次ベースで管理されています。

資金調達にかかる流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、銀行借入による資金調達を行っておらず、親会社からの出資に依存して資金調達を行います。

資金管理責任者は、常に資金繰りの状況を把握し、資金の調達または運用に関する的確な施策を講じるとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しています。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動原因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することはあり得ます。

2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りです。

前事業年度（2022年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	979	979	-
資産計	979	979	-

以下の項目については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

- 「現金及び預金」「未収委託者報酬」「未収運用受託報酬」「未収収益」「関係会社短期貸付金」
- 「立替金」「未払金」「未払代行手数料」「未払費用」「未払法人税等」「未払消費税等」
- 「預り金」「リース債務」

当事業年度（2023年3月31日）

以下の項目については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

「現金及び預金」「未収委託者報酬」「未収運用受託報酬」「未収収益」「未収法人税等」

「関係会社短期貸付金」「立替金」「未払金」「未払代行手数料」「未払費用」「未払法人税等」

「未払消費税等」「預り金」

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2022年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	395,158	-	-	-
未収委託者報酬	140,983	-	-	-
未収運用受託報酬	21,238	-	-	-
未収収益	222	-	-	-
関係会社短期貸付金	60,000	-	-	-
立替金	4,660	-	-	-
合計	622,262	-	-	-

当事業年度（2023年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	286,905	-	-	-
未収委託者報酬	207,692	-	-	-
未収運用受託報酬	2,225	-	-	-
未収収益	226	-	-	-
未収法人税等	12,407	-	-	-
関係会社短期貸付金	60,000	-	-	-
立替金	2,684	-	-	-
合計	572,142	-	-	-

(注2) リース債務の決算日後の返済予定額

前事業年度（2022年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債務	891	-	-	-	-	-
合計	891	-	-	-	-	-

当事業年度（2023年3月31日）

該当事項ありません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該価格の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2022年3月31日）

株式（会社型投資信託）については、時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用し、注記をしております。なお、当該株式（会社型投資信託）は、取引金融機関から提示された価格で評価しており、貸借対照表計上額は979千円であります。

当事業年度（2023年3月31日）

該当事項ありません。

(2)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2022年3月31日）

該当事項ありません。

当事業年度（2023年3月31日）

該当事項ありません。

(有価証券関係)

1. その他有価証券で時価のあるもの

前事業年度（2022年3月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を 超えるもの	(1) 株式	979	0	979
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	979	0	979
貸借対照表計上額が 取得原価を 超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
計		979	0	979

当事業年度（2023年3月31日）

該当事項はありません。

2. 売却したその他有価証券

該当事項はありません。なお、株式（会社型投資信託）は当事業年度において、清算されました。

3. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

（退職給付関係）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規程に基づく退職一時金制度を採用しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2．簡便法を適用した退職給付制度

（1）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月31日)	当事業年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日)
	千円	千円
退職給付引当金の期首残高	8,659	10,832
退職給付費用	4,956	4,208
退職給付の支払額	2,784	9,597
退職給付引当金の期末残高	10,832	5,443

（2）退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (2022年 3月31日)	当事業年度 (2023年 3月31日)
	千円	千円
非積立型制度の退職給付債務	10,832	5,443
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	10,832	5,443
退職給付引当金	10,832	5,443
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	10,832	5,443

（3）退職給付費用

	前事業年度 (2022年 3月31日)	当事業年度 (2023年 3月31日)
	千円	千円
簡便法で計算した退職給付費用	4,956	4,208

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度 (2022年 3月31日)		当事業年度 (2023年 3月31日)	
	千円		千円
繰延税金資産		繰延税金資産	
未払事業税	3,198	未払事業税	491
退職給付引当金	3,316	退職給付引当金	1,666
賞与引当金	3,176	賞与引当金	3,682
投資有価証券減損損失	3,138	投資有価証券減損損失	-
繰越欠損金 (注 1)	120,510	繰越欠損金 (注 1)	120,684
その他	994	その他	839
繰延税金資産小計	134,335	繰延税金資産小計	127,365
税務上の繰越欠損金に 係る評価性引当額 (注 1)	120,510	税務上の繰越欠損金に 係る評価性引当額 (注 1)	120,684
将来減算一時差異の合計に 係る評価性引当額	13,825	将来減算一時差異の合計に 係る評価性引当額	6,680
評価性引当額小計	134,335	評価性引当額小計	127,365
繰延税金資産合計	-	繰延税金資産合計	-

(注) 1. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度 (2022年 3月31日)

(単位 : 千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越 欠損金 (1)	-	-	-	-	-	120,510	120,510
評価性引当額	-	-	-	-	-	120,510	120,510
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度 (2023年 3月31日)

(単位 : 千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越 欠損金 (1)	-	-	-	-	-	120,684	120,684
評価性引当額	-	-	-	-	-	120,684	120,684
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった項目別の内訳

前事業年度 (2022年3月31日)		当事業年度 (2023年3月31日)	
法定実効税率 (調整)	30.62%	法定実効税率 (調整)	30.62%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.40%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.99%
住民税均等割	0.12%	住民税均等割	0.26%
評価性引当額の増減	6.64%	法人税特別控除	1.78%
その他	0.14%	評価性引当額の増減	7.85%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.64%	その他	0.50%
		税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.73%

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度より、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(収益認識に関する注記)

当社は、投資運用サービスを提供し、委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

1. 収益を分解した情報

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

主要な投資運用サービス	報酬合計	(うち成功報酬)
投資信託（委託者報酬）	1,097,497	(325,099)
投資一任契約（運用受託報酬）	172,944	(113,348)
合計	1,270,442	(438,447)

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

主要な投資運用サービス	報酬合計	(うち成功報酬)
投資信託（委託者報酬）	1,052,531	(132,137)
投資一任契約（運用受託報酬）	56,202	(-)
合計	1,108,733	(132,137)

2. 収益を理解するための基礎となる情報

委託者報酬

主な履行義務は、投資信託の管理・運用を行うことであります。

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって月次、年4回、年2回、もしくは年1回受取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

運用受託報酬

主な履行義務は、対象顧客との投資一任契約に基づき、資産配分及び投資商品の売買判断と執行を行うことであります。

運用受託報酬は、当該投資一任契約に基づき、日々の純資産に対する一定割合もしくは月末純資産価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を対象口座によって月次もしくは年2回受取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

成功報酬

成功報酬は、投資信託の信託約款に基づき、対象となるファンドの特定のベンチマークを超える超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益として認識しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

1. サービスごとの情報

単一のサービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

投資信託の名称	営業収益	関連するサービスの種類
CAMベトナムファンド	466,824	投資運用業
ベトナム成長株インカムファンド	403,729	投資運用業
世界ツーリズム株式ファンド	158,621	投資運用業

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

投資信託の名称	営業収益	関連するサービスの種類
CAMベトナムファンド	246,431	投資運用業
ベトナム成長株インカムファンド	390,506	投資運用業
世界ツーリズム株式ファンド	316,537	投資運用業

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

種類	会社等の 名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	キャピタル フィナンシャル ホールディングス(株)	東京都 千代田区	1,000	持株会社	(被所有) 直接 100.0	役員の 兼任 業務委託 資金融資	業務委託費の 支払(注5)	32,760	-	-
							資金の貸付 (注4)	120,000	短期貸付金	60,000
							利息の受取 (注4)	1,428	未収利息	222

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

種類	会社等の 名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	キャピタル フィナンシャル ホールディングス(株)	東京都 千代田区	1,000	持株会社	(被所有) 直接 100.0	役員の 兼任 業務委託 資金融資	業務委託費の 支払(注5)	46,260	-	-
							資金の貸付 (注4)	120,000	短期貸付金	60,000
							利息の受取 (注4)	1,421	未収利息	226
							建物の賃借 (注3)	9,932	-	-

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

種類	会社等の 名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の被所有 割合(%)	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	キャピタル・ パートナーズ 証券(株)	東京都 千代田区	1,000	金融商品 取扱会社	-	業務委託	証券代行 手数料の支払 (注1)	125,694	未払代行 手数料	4,560
							業務委託費の 支払(注5)	81,274	-	-
							調査業務 受託収入 (注2)	610	-	-
							建物の賃借 (注3)	16,472	-	-
同一の 親会社 を持つ 会社	キャピタル エイシア・ インベストメン ト(株)	東京都 千代田区	40	投資銀行 ・情報 サービス 会社	-	業務委託	調査業務 委託支払 (注5)	9,000	-	-

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

種類	会社等の 名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の被所有 割合(%)	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	キャピタル・ パートナーズ 証券㈱	東京都 千代田区	1,000	金融商品 取扱会社	-	業務委託	証券代行 手数料の支払 (注1)	71,533	未払代行 手数料	3,222
							業務委託費の 支払(注5)	33,034	-	-
							建物の賃借 (注3)	6,612	-	-
同一の 親会社 を持つ 会社	キャピタル リサーチ& インベストメンツ (株)(旧キャピ タルエイシア・ インベストメント (株))	東京都 千代田区	40	投資銀行 ・情報 サービス 会社	-	業務委託	調査業務 委託支払 (注5)	12,000	-	

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれており
ます。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 支払手数料については、一般的な契約条件を参考に価格およびその他の条件を決定しており
ます。

(注2) 提供する業務内容に基き、交渉のうえ価格等を決定しております。

(注3) 使用面積割合等に基き、賃貸料金額等の取引条件を決定しております。

(注4) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保
は受け入れておりません。

(注5) 提供を受ける業務内容に基つき、交渉のうえ価格等を決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

キャピタル フィナンシャルホールディングス株式会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

（ 1 株当たり情報）

項目	前事業年度	当事業年度
	(自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月 31日)	(自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日)
1 株当たり純資産額	47,161円57銭	45,147円82銭
1 株当たり当期純利益金額	20,785円42銭	10,100円16銭
	なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注 1） 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

（単位：千円）

項目	前事業年度 2022年 3月 31日	当事業年度 2023年 3月 31日
純資産の部の合計額	405,353	388,045
純資産の部の合計額から控除する金額	-	-
普通株式に係る純資産額	405,353	388,045
1 株当たり純資産の算定に用いられる普通株式の数	8,595	8,595

（注 2） 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

（単位：千円）

項目	前事業年度 (自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月 31日)	当事業年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日)
当期純利益金額	178,650	86,810
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益金額	178,650	86,810
普通株式の期中平均株式数(株)	8,595	8,595

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下、およびにおいて同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 および に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<訂正前>

受託会社

名 称 三井住友信託銀行株式会社
 資本金の額 342,037百万円（2022年9月末現在）
 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考> 再信託受託会社の概要

名 称 株式会社日本カストディ銀行
 資本金の額 51,000百万円（2022年9月末現在）
 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
 関係業務の概要 受託会社より委託を受け、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理等）を行います。

販売会社

名 称	資本金の額	事業の内容
キャピタル・パートナーズ証券株式会社	1,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	48,323百万円	同上
日産証券株式会社	1,500百万円	同上
楽天証券株式会社	19,495百万円	同上
マネックス証券株式会社	12,200百万円	同上
auカブコム証券株式会社	7,196百万円	同上
大熊本証券株式会社	343百万円	同上
松井証券株式会社	11,944百万円	同上
共和証券株式会社	500百万円	同上
東武証券株式会社	420百万円	同上

とちぎんＴＴ証券株式会社	1,001百万円	同上
株式会社富山銀行	6,730百万円	「銀行法」に基づき銀行業を営んでいます。

2022年9月末現在

< 訂正後 >

受託会社

名 称 三井住友信託銀行株式会社
 資本金の額 342,037百万円（2023年3月末現在）
 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

< 参考 > 再信託受託会社の概要

名 称 株式会社日本カストディ銀行
 資本金の額 51,000百万円（2023年3月末現在）
 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
 関係業務の概要 受託会社より委託を受け、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理等）を行います。

販売会社

名 称	資本金の額	事業の内容
キャピタル・パートナーズ証券株式会社	1,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	48,323百万円	同上
日産証券株式会社	1,500百万円	同上
楽天証券株式会社	19,495百万円	同上
マネックス証券株式会社	12,200百万円	同上
auカブコム証券株式会社	7,196百万円	同上
大熊本証券株式会社	343百万円	同上
松井証券株式会社	11,944百万円	同上
共和証券株式会社	500百万円	同上
東武証券株式会社	420百万円	同上

とちぎんＴＴ証券株式会社	1,001百万円	同上
株式会社富山銀行	6,730百万円	「銀行法」に基づき銀行業を営んでいます。

2023年3月末現在

独立監査人の監査報告書

2023年6月16日

キャピタル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

S K I P 監査法人

東京都千代田区

指定社員 公認会計士 宮村 和哉
業務執行社員指定社員 公認会計士 葛西 晋哉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているキャピタル アセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キャピタル アセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役への責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役への責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年9月22日

キャピタル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

S K I P 監査法人

東京都千代田区

指定社員

公認会計士 宮村 和哉

業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているCAM ESG日本株ファンドの2023年1月27日から2023年7月26日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、CAM ESG日本株ファンドの2023年7月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年1月27日から2023年7月26日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、キャピタル アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

キャピタル アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[当期委託会社監査報告書へ](#)